奈良県告示第二百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条の規定に基づき、道路の区域を次の

とおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日か

ら一月間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月五日

奈良県知事 山 下 真

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 四二五号

三 道路の区域

	中五〇番一先まで中五三番一先から	吉野郡十津川村大字西	区
	で大字西	大字西	間
後		前	の前後別
七 五 · · · 七 五	六、六六	四 •	敷地の幅員
九六・八		九六・八	メートル
			備考

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

令和六年十一月七日